

専決処分の報告について
(常盤台小学童クラブにおいて発生した受傷事故に係る示談処理)

1 事故の概要

平成16年7月28日午前9時40分頃、区立ときわ台児童館常盤台小学童クラブにおいて、当時小学3年生であった児童が学習時間中に他の児童と口論した後、右目を殴打された。直後、目の周りが赤く腫れあがったため、職員が冷水タオルで冷やす等の処置を施したが、翌日、右目網膜に穴があいていると診断された。

後日、手術が施され快調し、現在まで後遺障害はないことを確認している。

なお、本件は事故当時において、被害者の保護者より、区との示談書の取り交わしにあたっては、被害者が成人し、就職をするまで後遺障害の経過をみた上で判断するとの意向があったことから、経過を要したものである。

2 示談の相手方

板橋区在住 20歳代男性

3 示談成立年月日

令和2年4月24日

4 示談の処理

区は、本事故による損害額に相当する金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者の間に書面に定めるほか何ら債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

5 示談金額

金75,790円

なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる。

6 支払い

令和2年5月22日、相手方に全額を支払った。